

「遺産分割協議書がある場合」にご用意いただく書類です。

【必要書類】

書類名	備考	確認欄
相続手続依頼書	▶当金庫所定書式（窓口にてお渡しします。） ▶遺産分割協議書で指定された特定相続人が記入してください。	
遺産分割協議書		
亡くなられた方の戸籍謄本	▶出生から死亡までの確認できるもの ▶法定相続情報証明書でも代用できます。	
相続人全員の戸籍謄本	▶亡くなられた方の戸籍謄本に記載がない場合に必要です。 ▶法定相続情報証明書でも代用できます。	
相続人全員の印鑑証明書	▶発行日から6か月以内のもの	
亡くなられた方の 通帳・証書・キャッシュカード等	▶当座預金がある場合は、未使用の手形用紙・小切手用紙をご返却ください。	
貸金庫の鍵、カード	▶貸金庫契約があった方	
来店される特定相続人の実印	▶相続手続依頼書等への捺印が必要となります。	
来店される特定相続人の本人確認資料	▶運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証等	

➤ 書類関係は原本をご提出ください。当金庫にて原本の写しをとり返却することもできます。

➤ 相続の内容により、別途書類をお願いする場合がございます。

≪法定相続情報証明制度とは≫相続人が被相続人の出生から亡くなるまでの戸籍謄本等により、相続関係図（法定相続情報一覧図）を作成し法務局へ申請すると、法定相続情報一覧図の内容確認後に、法務局にて保管してくれる制度です。また、写しとなる「法定相続情報証明書」の交付手数料は無料です。

【当金庫所定書式へのご記入について】

当金庫所定書式へのご記入をされる方	確認欄
相続を受ける方（遺産分割協議により、当金庫預金の相続人が特定されている場合、当金庫書式への署名は特定相続人のみで構いません。）	